

資料編

- (資料 1) 国東市介護保険事業計画等策定委員会設置規則
- (資料 2) 国東市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿
- (資料 3) 国東市介護保険事業計画等策定経過
- (資料 4) 国東市地域密着型サービス運営委員会設置規則
- (資料 5) 国東市地域包括支援センター運営協議会設置規則
- (資料 6) 国東市地域密着型サービス運営委員会及び
国東市地域包括支援センター運営協議会委員名簿
- (資料 7) 第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年度～令和 2 年度）
事業評価シート（主要事業のみ）
- (資料 8) 用語解説

資料編

資料1 国東市介護保険事業計画等策定委員会設置規則

平成19年3月29日

規則第15号

改正 平成20年3月31日規則第28号

平成26年6月11日規則第19号

平成28年5月16日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市附属機関設置条例(平成19年国東市条例第2号)第3条の規定に基づき、国東市介護保険事業計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び進行管理に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉計画の策定及び進行管理に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、介護保険事業等の円滑な実施を図るために必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(平28規則22・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(策定委員会)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項はその都度、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第28号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月11日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年5月16日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

(平26規則19・全改)

- | |
|--|
| <p>(1) 福祉分野</p> <ul style="list-style-type: none">・民生児童委員代表者・障がい者福祉団体代表者・社会福祉協議会代表者 <p>(2) 医療保健分野</p> <ul style="list-style-type: none">・医師会代表者・歯科医師会代表者・市民病院代表者・東部保健所国東保健部代表者 <p>(3) 介護保険事業者分野</p> <ul style="list-style-type: none">・介護老人保健施設代表者・介護老人福祉施設代表者・地域密着型サービス事業代表者・介護支援専門員連絡協議会代表者 <p>(4) 市民分野</p> <ul style="list-style-type: none">・老人クラブ連合会代表者・シルバー人材センター代表者・女性団体連絡協議会代表者・被保険者代表者 |
|--|

資料2 国東市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

国東市介護保険事業計画等策定委員会名簿

区分	団体名	氏名	備考	
1	民生児童委員代表者	大 上 文 紘	会長	
2	福祉分野	障がい者福祉団体代表者	寺 岡 剛	会長
3	社会福祉協議会代表者	麻 生 拓 之	常務理事兼事務局長	
4	医療保健 分野	医師会代表者	楯 本 定 秀	介護保険担当理事
5		歯科医師会代表者	齋 藤 純	会長
6		市民病院代表者	野 邊 靖 基	院長
7		東部保健所国東保健部代表者	疋 田 利 恵	部長
8	介護保険 事業者 分野	介護老人保健施設代表者	定 村 智 章	理事長
9		介護老人福祉施設代表者	高 橋 とし子	理事長
10		地域密着型サービス事業代表者	坪 井 竜 一	管理者
11		介護支援専門員連絡協議会代表者	河 田 研 吉	会長
12	市民分野	老人クラブ連合会代表者	宮 本 季 生	会長
13		シルバー人材センター代表者	瀬 田 和 夫	代表理事
14		女性団体連絡協議会代表者	徳 丸 由美子	会長
15		被保険者代表者	宮 永 英 次	
	オブザーバー	医療保健課	三 好 一 夫	課長

◎ 委員長、副委員長 選出について（設置要綱第4条）

委員長 瀬 田 和 夫

副委員長 大 上 文 紘

資料3 国東市介護保険事業計画等策定経過

年月日	実施内容
令和元年6月3日	<p>第1回策定委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第7期介護保険事業計画の進捗状況について <ol style="list-style-type: none"> ① サービス見込み量の進捗状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人口と高齢者独居世帯の割合（計画値と実績値） (2) 第1号被保険者数及び高齢化率について (3) 要介護認定者数及び率の計画値と実績値について (4) 受給率の比較（計画値－実績値） (5) 受給者1人あたり給付費の比較（計画値－実績値） (6) 総給付費の比較（計画値－実績値） 2. 第7期介護保険事業計画（H30年度）事業評価 3. 第8期介護保険事業計画策定に向けた取組 <ol style="list-style-type: none"> ① 策定までのスケジュールについて ② 各種実態調査について
令和2年1月30日	<p>第2回策定委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第8期介護保険事業計画等に向けた国の動向 2. 計画策定に向けた各種調査の進捗状況 3. 第8期介護保険事業計画等に向けた論点 <p>第7期介護保険事業計画の一部追加変更と第8期介護保険事業計画に係る介護基盤整備について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護人材確保・定着・育成について ② 介護基盤整備について 4. 今後のスケジュールについて
令和2年8月20日	<p>第3回策定委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第8期介護保険事業計画に係る国の基本指針（案） 2. 第7期介護保険事業計画の進捗状況と評価について <ul style="list-style-type: none"> ・「取り組みと目標」の進捗管理と評価シートについて ・人口と被保険者数・認定率の推移について ・給付費の推移について ・保険料について 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度地域密着型サービスの公募状況について ・老人憩いの家のあり方について

年月日	実施内容
令和2年10月29日	<p>第4回策定委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第8期介護保険事業計画等の構成（案）と指針（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業計画等の構成及び目的並びに基本施策（案） ・ 第8期計画の基本施策を支える個別施策の方向性 2. 介護保険事業の円滑な運営について <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8期介護保険料基準月額の簡易な試算について ・ 第8期介護保険料作成のための地域分析・検討結果記入シートについて ・ 特別養護老人ホームの待機者の状況
令和2年12月	<p>第5回策定委員会 書面会議（コロナ禍の影響にて）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第8期介護保険事業計画等に関わる介護サービス整備計画について 2. 第8期介護保険事業計画の素案について
令和3年2月18日	<p>第6回策定委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 書面会議を受けての素案の修正等について 2. 第8期における介護保険料の設定について

資料4 国東市地域密着型サービス運営委員会設置規則

平成19年3月29日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市附属機関設置条例(平成19年国東市条例第2号)第3条の規定に基づき、国東市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保及び適正な運営に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 運営委員会は、国東市地域包括支援センター運営協議会の委員をもって充てる。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(運営委員会)

第5条 運営委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて運営委員会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項はその都度、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

資料5 国東市地域包括支援センター運営協議会設置規則

平成19年3月29日

規則第16号

改正 平成20年3月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市附属機関設置条例(平成19年国東市条例第2号)第3条の規定に基づき、国東市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの担当する圏域の設定事項の承認に関すること。
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンター業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更事項の承認に関すること。
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施に関すること。
- (4) センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の承認に関すること。
- (5) その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し運営協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(運営協議会)

第5条 運営協議会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて運営協議会に関係者の出席を要請し、意見を求める

ことができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項はその都度、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平20規則27・一部改正)

(1) 保健福祉分野
・老人クラブ連合会代表者
・民生児童委員代表者
・女性団体連絡協議会代表者
(2) 医療保健分野
・医師会代表者
・歯科医師会代表者
・市民病院代表者
・東部保健所国東保健部代表者

(資料6) 国東市地域密着型サービス運営委員会及び
国東市地域包括支援センター協議会名簿

団体名		氏名	備考
保健福祉分野	老人クラブ連合会代表者	宮本 季生	会長
	民生児童委員代表者	大上 文紘	会長
	女性団体連絡協議会代表者	徳丸 由美子	会長
医療保健分野	医師会代表者	菅 淳一	会長
	歯科医師会代表者	齋藤 純	会長
	国東市民病院代表者	野邊 靖基	院長
	東部保健所国東保健部代表者	疋田 利恵	部長